

矢掛病院 院内売店運営事業者 募集要領

矢掛町国民健康保険病院（以下、「矢掛病院」という。）では、当院利用者・職員等の利便性向上を目的に、次の要領による公募型プロポーザル方式で院内売店の運営事業者を募集します。

- 1 営業内容等 食料品・日用品、入院・介護用品等の販売
（飲料等自動販売機 3 台までの設置管理を含む）
- 2 営業場所 岡山県小田郡矢掛町矢掛 2 6 9 5 番地
矢掛町国民健康保険病院 1 階売店エリア（面積 19.95 m²）
（詳細は別図面のとおり）
- 3 使用期間 令和 6 年 4 月以降、運営事業者決定から 5 年間（予定）
※使用期間の延長及び使用期間中の退去については、別途協定等によって定める。
- 4 営業時間 通常診療日(原則として土・日・祝日と年末年始（12/29～1/3）を除く）
の 9 時から 1 7 時まで（当院の営業時間に準ずる）
※別途協定等によって定める。
- 5 応募条件 個人又は法人で、次の要件を全て満たすこと。
(1)個人の場合は住所、法人の場合は事業所を矢掛町内に有していること。
(2)応募時点において 1 年以上の同種売店の経営実績があること。
(3)国税及び地方税の滞納がないこと。
(4)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(5)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定められる暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関与していないこと。
(6)応募時点において矢掛町の入札参加資格における指名停止等の措置を受けていないこと。
- 6 営業条件等 (1)行政財産使用料として 1 万 5 千円／月（消費税別途）を徴する。
(2)次に係る費用は原則として事業者負担とする。
営業に要する光熱水費(自動販売機含む)や各種手続きに要する費用、
備品機器類、模様替え等に要する費用 等
※詳細は、別途協定等によって定める。
- 7 応募方法 応募者は次の書類を応募期限までに提出してください。（郵送の場合は必着。持参の場合は通常診療日の午前 9 時から午後 5 時まで。）
【応募書類等】 1～4 の様式は、当院ホームページからダウンロードすることができます。（直接配布を希望の場合は、お問い合わせください。）
 - 1 応募申込書 別紙様式による
 - 2 誓約書 別紙様式による
 - 3 企画提案書 次の内容を網羅したもの（形式は問わないが、A 4 判又は A 3 判用紙を用いること。）に、表紙として別紙様式を添付すること。
事業の実績、店舗のイメージ・レイアウト・スケジュール、提供商品、利用者への配慮やニーズへの対応、緊急時の対応、従業員の確保・体制、安全防犯対策 など
 - 4 事業者概要 別紙様式による
 - 5 添付書類 ア～ウの原本を各 1 部（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）
 - ア 個人の場合：住民票の写し 法人の場合：登記簿謄本

イ 印鑑証明書

ウ 国税及び地方税に係る完納(滞納がない)証明書

※令和5・6年度矢掛町入札参加資格者名簿に「物品・役務」で登録されている者は、前記ア～ウの提出を省略できます。

8 応募期限 令和5年10月5日(木)まで

9 提出・問い合わせ先 岡山県小田郡矢掛町矢掛2695番地
矢掛町国民健康保険病院 事務局庶務係
電話 0866-82-1327(直通) FAX0866-82-0736
メールアドレス yakagehp@town.yakage.lg.jp

10 選定方法 応募期限までに申込みのあった事業者に対し、応募書類等をもとに別紙評価シートによる評価を実施のうえ事業者を決定します。(複数の応募があった場合は最高得点者)

11 その他

- ・現地確認を希望する場合は事前にお問い合わせください。
- ・質問がある場合は、別紙質疑書を9月25日(月)までに提出(FAX又は電子メール含む)してください。
回答は、応募者全員にFAX又は電子メールで随時回答します。
- ・運営事業者決定後、当該事業者と詳細な協議打ち合わせを行い、運営に係る協定書の締結及び行政財産使用許可に係る所要の手続きを行います。
- ・運営事業者決定後、当該事業者が次のいずれかに該当する場合は失格としてその権利を失うものとします。
(1)応募書類に虚偽又は不備の内容が判明した場合
(2)応募条件を満たさない又は満たさなくなったことが判明した場合
(3)その他運営事業者としてふさわしくないと病院事業管理者が判断した場合
- ・参考データ
(1)稼働病床 117床
(2)1日平均患者数 入院 96.1人 外来 154.3人(令和4年度実績)
(3)職員数 病院 161人 併設介護老健施設 39人(令和5年8月現在)

矢掛病院 院内売店 配置図

